

非常勤職員(再任用短時間・任期付短時間・会計年度任用等で勤務)のみなさまへ

地方公務員等共済組合法の改正により、組合員の適用範囲が拡大されます。

令和4年10月から公立学校共済組合の短期組合員となります！

協会けんぽに加入の非常勤職員の方は、健康保険が、公立学校共済組合に変わります！

組合員種別は、短期給付（健康保険）・福祉事業（健康診断等）の適用を受ける短期組合員になります。



タンキちゃん

＜変更内容＞

	令和4年9月まで	令和4年10月から
短期給付 (健康保険)	全国健康保健協会 (協会けんぽ)	公立学校共済組合
長期給付 (年金)	日本年金機構	日本年金機構 (変更なし)

次の要件を満たす非常勤職員の方が、公立学校共済組合に加入し、組合員証(健康保険証)を交付します。

現行(協会けんぽに加入)

- ①週労働時間20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③勤務期間1年以上の見込み
- ④学生は適用外

改正後(公立学校共済組合に加入)

- ①週労働時間20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③勤務期間2箇月超※
- ④学生は適用外

※ 2箇月以内の任用でも、引き続き任用が見込まれる場合は、③に該当となります。

■現在、上の現行③の要件を満たさないため、国民健康保険・ご家族の健康保険・任意継続保険加入の方は、脱退手続きが必要となります。また、国民健康保険等に参加されている方で、改正後③の要件を満たす方も組合員となります。(短期組合員)

短期給付・福祉事業については、
広報誌でお知らせ HPにも掲載しています。